

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	7-1
許認可等の種類	遊漁船団体の指定			
根拠法令条例等・条項	遊漁船業の適正化に関する法律第20条			
許認可等の概要	遊漁船団体の指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>遊漁船業の適正化に関する法律 (指定) 第二十条 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、遊漁船業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申出により、同条各号に掲げる業務を行う者(以下「遊漁船業団体」という。)として指定することができる。 (業務) 第二十一条 遊漁船業団体は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 一 遊漁船業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。 二 漁場の適正な利用を推進すること。 三 遊漁船業に関する利用者の苦情を処理すること。 四 前三号の業務に附帯する業務</p> <p>平成元年9月13日農林水産省令第37号「遊漁船業の適正化に関する法律施行規則」第15条第1項、第2項 (遊漁船業団体の指定の申請) 第十五条 法第二十条の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 事務所の所在地 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 定款 二 登記事項証明書 三 役員の名、住所及び略歴を記載した書面 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面 五 法第二十一条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画 六 法第二十一条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面 七 遊漁船業者を直接又は間接の構成員とすることを証する書面</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	事務事例がなく処理期間の設定が困難である。			
期間の制定根拠	—			